

Column 知財の国際舞台から

Vol.23 「次の場所は？」

WIPO PCT 法務・国際局上級部長 夏目 健一郎

1. 午前4時半

10月9日、WIPO総会最終日、27時半過ぎ（要するに10月10日、午前3時半過ぎ）、加盟国はすべての議題についての議論を終えて、加盟国総会は閉会した。会議が当初予定時刻を超過して議論を継続することは決して珍しいことではないが、今次総会においては、18：00の終了予定時刻を大幅に超過しての幕引きとなった。議論が長引いた原因はいくつかあるが、そのうちの 하나가、WIPOの外部事務所に関する議論である。

2. 所在地

WIPOの本部がスイス・ジュネーブにあることをご存じの方は多いと思うが、ジュネーブの本部以外にもいくつかの外部事務所が存在する。具体的には、アルジェリア（アルジェ）、ブラジル（リオデジャネイロ）、中国（北京）、日本（東京）、ロシア（モスクワ）、シンガポールに設置されている¹。

この外部事務所に関して、自国にも設置をしたいという加盟国がほかにもあり、ではどこに作るのか、が問題となった。

3. 加盟国間での議論

外部事務所を設立するといっても、無制限に作るわけにもいかない。そこで2015年の総会で（1）2016/2017年度に最大3か所、2018/2019年度に最大3か所の外部事務所の設立、（2）当時外部事務所が存在していなかつ

たアフリカに優先度を置く、という点が合意された。各国からの誘致に際しては、次の原則が併せて合意された²。

外部事務所の主たる業務として挙げられたのは、(i) WIPO事業の支援、推進のために現地知財庁とコラボ、(ii) イノベーションと創造の発展、(iii) 知財の普及啓発、(iv) (PCT、マドリッド、ハーグなどの) グローバルな知財サービスに関するカスタマーサービスの提供、(v) 技術の開発と移転のためのツールとしての知財活用への支援、(vi) 現地知財庁への政策的、技術的支援、である（もちろんこれに限らずその他の業務もあり得る）。また、PCT、マドリッド、ハーグの国際出願の処理及びそれに関連する財務処理（料金支払いの受付など）は行わないこととされた（受理官庁としての各国知財庁又はWIPO国際事務局が引き続き行う）。

これらに並び、地理的な観点、予算的な観点などその他に考慮すべき点も原則に盛り込まれた。

これを踏まえて、まず最初の3か所の候補として18か国から外部事務所誘致に関する立候補が提出された（(1) アルジェリア、(2) アゼルバイジャン、(3) チリ、(4) コロンビア、(5) エクアドル、(6) エジプト、(7) エルサルバドル、(8) インド、(9) イラン、(10) ケニア、(11) メキシコ、(12) モロッコ、(13) ナイジェリア、(14) パナマ、(15) 韓国、(16) ルーマニア、(17) チュニジア、

(18) トルコ）。

これらの中から最初の二年度で最大3か所、次の二年度で最大3か所、合計最大6か所に絞るのは簡単ではないことは想像に難くない。類似の議論を経て、アフリカ大陸には外部事務所が存在しないことから、アルジェリアとナイジェリアの2か所に設立するということで意見の集約が図られた。これを受けて加盟国の間でアルジェリア及びナイジェリアの2か所での外部事務所設立が合意された。

さらにラテンアメリカにおいては、コロンビアに一化するという調整がラテンアメリカグループの間で整えられた。コロンビアについては、残りの最大3か所と合わせての合意パッケージとする、ということで、他の設置場所に関する合意形成を待つこととされた。しかし、他の外部事務所をどこに設置するかという点についての交渉、調整が困難を極めた。毎年の総会で加盟国間での精力的な議論が行われてきたものの、合意形成には至らず、交渉期限である2019年の加盟国総会は各国譲らず9か国の候補が名を連ねた（(1) アゼルバイジャン、(2) インド、(3) イラン、(4) オーマン、(5) 韓国、(6) ルーマニア、(7) サウジアラビア、(8) トルコ、(9) アラブ首長国連邦。なお、これに加えて合意形成済みのコロンビアも形式的には議論の対象とされている。）。

そもそも当初の計画が2018/2019年度に最大3か所の外部事務所を設置する、とされて

おり、2020年以降については定めていない。2019年中に合意が形成されない場合、話がなかったことにされてしまいかねないので、2019年の総会においては加盟国間で精力的な協議が断続的に行われた。非公式協議が公式協議終了後の夜間に行われるなど、種々の調整が行われたが、最終的にどこにするか、という点について合意が形成されるには至らなかった。

結局、具体的な設置場所についての合意はできず、次の形で継続協議とされた。

まず現存する外部事務所の評価を2021年に行う（具体的にどのように行うかの詳細は2020年に議論）、そして当該評価の結果を踏まえて2022/2023年度に最大4か所（コロンビアを含めて）の設置場所について検討する、というものである。

4. そして今後は

結局、議論は2021年の既存外部事務所の評価を踏まえての継続審議となったが、だからといってこれが必ずしもその後にはすんなりと議論がまとまるということ意味するものではない。今後の各国間での議論の行方が気になるところである。

¹ <https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/>

ニューヨークにもWIPOの事務所が存在するが、外部事務所ではなく、国連本部とのリエゾンオフィスとして位置づけられている。

² WIPO文書 A/55/INF/11, p. 5-8

NATSUME, Ken-ichiro (WIPO PCT 法務・国際局上級部長)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長を経て、2019年9月から現職。